



Title	チャリティ・教育・法律：ソーシャル・ネットワークの中のモリス商会
Author(s)	横山, 千晶
Citation	a+a 美学研究. 2024, 15, p. 28-45
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/103385">https://doi.org/10.18910/103385</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



図2 | ブラウン《労働》部分

図1 | フォード・マドックス・ブラウン《労働》1852-1865  
(画像提供: マンチェスター・アート・ギャラリー)

一八六一年四月一一日に創業したモ里斯・マーシャル・フォークナー商会 (Morris, Marshall, Faulkner & Co.) 一八七五年から、ウィリアム・モ里斯 [William Morris, 1834-1896] が単独経営者となり、Morris & Co. として再編成される。本論文では、以後「モ里斯商会」として言及する) は、アーツ・アンド・クラフツ運動の先鞭をつけたとされ、その具体的な活動については、ラファエル前派を中心とした設立メンバーを中心に語られがちである。

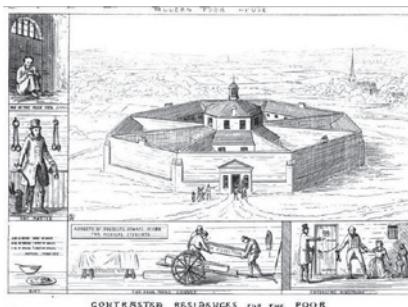
商会設立メンバー、フォード・マドックス・ブラウン (Ford Madox Brown, 1821-1893) は、商会開設の前から活動初期にかけて『労働』(Work, 1852-65) という作品を描いている<sup>14</sup>。当時のイギリスのさまざまな社会階層を写実的に描いた作品として有名なこの絵には、画面の右に評論家のトマス・カーライル (Thomas Carlyle, 1795-1881) とキリスト教社会主義運動の創始者の一人、F・D・モーリス (F. D. Maurice, 1805-1872) を配置し、対をなすように、左の壁際に二人の対照的な女性たちが配されている。みすぼらしい身なりの花売りの女性とパラソルをさした中流階級の女性である。しかし、この二人が通り過ぎる壁を注意深く見ると、まさにこの絵のタイトル「労働」を象徴する一枚の広告が貼つてあることに気が付く。

一枚は、F・D・モーリス自身が設立者の一人である「労働者大学 (Working Men's College)」の広告である。商会のメンバー、ブラウン、ダンテ・ゲイブリエル・ロゼッティ (Dante Gabriel Rossetti, 1828-1882) やエドワード・バーン=ジョンズ (Edward Burne-Jones, 1833-1898) たちは、ジョン・ラスキン (John Ruskin, 1819-1900) とともに素描を教えていた。そして、もう一枚は貧しい子どもたちに衣食住と教育、及び職業訓練を与える実業学校、ユーストン・ロード四四番の The Boys' Home Industrial School の広告である。この一枚は画面中央に描かれている労働者たちと、浮浪児たちにそれぞれ呼応している。

## チャリティ・教育・法律

——ソーシャル・ネットワークの中のモ里斯商会

図3 | A. W. N. ピュージン『対比』から  
「救貧施設」の昔と今の比較



モ里斯商会を支えていたのは、数多くのクラフツマンであったことは想像に難くない。その中の数名はのちに商会を支える重要なメンバーとなつた。例えば商会は設立前に労働者大学の素描クラスを取つていたジョージ・キャンプ・フィールドを職人頭として雇い入れ、一八六一年の末までには同じく労働者大学の学生たち、および商会のあるレッド・ライオン・スクエア八番近くのユーストン・ロード四四番の実業学校から少年たちを雇い入れたことがわかつてゐる。

モ里斯商会の重要な基盤をなしていたのは徒弟制度だつた。労働者大学出身の職人は、すでに身に着けていたガラス絵などの技術を見込まれて雇われたものの、商会で働きながら労働者大学で描画の技法を学び続けた。少年たちは、そんな先輩たちのもとに徒弟として入り、時間をかけて職人に育て上げられていつた。職人たちと同様、少年の中にはその後クラフツマンとして独立し、やがてはアーツ・アンド・クラフツ運動の伝統に名を残すことになった者たちいる。

労働者大学と恵まれない子どもたちの教育施設として成り立ち始めたばかりの実業学校の存在は、モ里斯商会のみならず、当時のデザイン・インダストリー研究の中でそれほど脚光を浴びることはない。しかし、商会の設立時は少年犯罪と子どもたちの貧困問題が慈善活動を通して浮かび上がり、ジャーナリズムを通して大いに議論され、それらの活動と議論を追う形で法律が制定され実行されていつたときと重なつてゐる。本論文では、あらためてそれらの議論と慈善活動、そしてその後の法律制定という、ソーシャル・ネットワークの中に、モ里斯商会のデザイン活動を位置づけることで、商会の設立と一九世紀の社会問題との関係について考察してみたい。

### 少年犯罪と子どもの貧困

一九世紀のイギリスでは、大都市の人口過密とともに犯罪と格差が大きな問題となつた。一八二九年には、犯罪の取り締まりのためにロンドン警視庁 (Metropolitan Police) が設立された。そして一八三四年の新救貧法の制定に伴い、

救貧政策は救貧院<sup>ワーカーハウス</sup>過酷な実態を、一八三六年に『対比 (Contrasts)』の中で痛烈に批判している。新救貧法が制定された一八三四年に、刑事裁判所はオールド・ベイリー (Old Bailey) から中央刑事裁判所 (Central Criminal Court) と名前を変更したが、当時、裁判にかけられる時間は一人たつたの八分程度で犯罪者は証明の余地もなまゝ、隣接するニューゲート監獄に速やかに収容されることになつた。

やがて裁判制度の見直しが始まり、刑罰の概念も変わっていく。それまでは体罰 (死刑以外にも鞭打ち、焼き鎧を当てる、手を火で焼くなど) が主流だつたが、一八世紀の終わりから一九世紀にかけて刑罰の内容も変化した。ロンドン・メトロポリタン・アーカイブズに残されている資料からは、体罰からオーストラリアへの移住と犯罪者の更生を目的とした刑務所 (Reformed Prison) への移行の様子がわかる。とはいへ、「更生」とは名ばかりで、刑務所はワーカーハウスよりも過酷な労働が課される場所であつたことは周知のとおりであった<sup>[注3]</sup>。

このような動きの中で議論されたのは、少年犯罪と子どもの貧困の問題である。一八三五年の「刑務所と更生

施設に関する特別委員会 (Select Committee on Gaols and Houses of Correction) の議論に基づき、大人と子どもの刑罰を別々に考慮することが検討され、一八三八年にはパークハーストに少年刑務所が設立された。しかし、刑務所付属の更生施設に収容された子どもたちの多くは、特に一八

四二年から一八五二年にかけてオーストラリアとニュージーランドに移送され、そこで労働力として搾取されるという新たな社会問題を生み出すことになつた<sup>[注4]</sup>。

少年犯罪者の処罰の場としての刑務所に対する批判の高まりに押され、設立されたのが、少年犯罪者のための矯正学校 (reformatory schools) と、犯罪予防のための実業学校 (industrial schools) である。これらの設立は罰することから教育へと議論が変化していく証左でもあつた。結果と

してパークハーストの少年刑務所は一八六四年には閉鎖されることになる。

これらの更生施設の設立は、まずスコットランドから始まった。一八四一年にアバディーンの Boys' Industrial Feeding School が設立され、この動きはスコットランド全域に広がり、それをモデルにイングランドで矯正学校法 (Reformatory Schools Act) ができたのが一八五四年のことだ。これはスコットランドの法制定に先んじていて、そして一八五七年に最初の実業学校法 (Industrial Schools Act) が制定され、政府が子どもたちの犯罪予防、そして貧困に積極的に取り組み始めた。一八五七年の法律制定からち、実業学校法は一八九四年までに五回修正されるが、特に八〇年代までは家族という単位に政府が介入していく様子を法律の改正の中に見ることができる。つまり、少年犯罪を阻止するために子どもたちを堕落した大人たちから引き離し、親に代わって衣食住を提供し、教育を受け、職業訓練を行つたうえで社会の一員として世に送り出すという、養育と教育の責任を国家が負うことが推進されたのである。

### さまざまな慈善活動と政府の介入　刑務所から学校へ

この法律制定に先鞭をつけ、主導したのは、民間による慈善活動であった。一七八八年にはフイランソロピック協会 (The Philanthropic Society) が設立されたが、その目的は浮浪児 (Vagrants) や少年犯罪者に社会的責任と勤労を教えることだ。一八三〇年には路上生活の子どもたちを救済する目的で、ロンドンに児童友愛協会 (Children's Friendly Society) が設立されている。加えて宗教団体は独自に慈善活動を展開していた。貧困と犯罪防止を目的とするいわした慈善団体や個人の中には、独自に教育活動や教育施設を運営するものもあった。

慈善団体の活動を通して二つの問題が呈示される。まず、「子どもとは何か」そして「子供の貧困の原因」である。先に述べた一八三八年の少年刑務所の設立にも絡むが、それまで「少年 (juvenile)」とはどんな年齢層を指すのかは、工場法でも少年犯罪法でも明確にされておらず、一九世紀前半は九歳以上の子どもたちは立派な労働力とみなされていました。一八四七年には少年犯罪法 (Juvenile Offenders Act) は十四歳までの子どもたちを対象としていたが、一八五

〇年には一六歳に引き上げられている。それより若い児童対象の Youthful Offenders Act も一八五四年までは七歳未満をも対象としていたが、それほど若い子どもたちが、果たして意図的な犯罪を働くことが可能かどうかは怪しかった。つまり、更生と予防の教育の必要性は、大人たちと同じく労働力として搾取され、大人と同じように刑罰の対象となつてきた「子ども」の法的な定義の構築と、子どもたちは「守られるべきもの」という思考の転換によるものだつた。

### 一八五四年の Reformatory Schools Act (矯正学校法) と 一八五七年の Industrial Schools Act (実業学校法)

この議論の中で、劣悪な家庭環境こそが貧困と犯罪の温床と目されるようになり、政府の積極的な介入と教育の必要性が強調されるようになつたのである。その先鋒となつたのは、教育・社会改良家のメアリー・カーペンター (Mary Carpenter 1807-1877) である。彼女は一八五一年の著書、*Reformatory Schools for the Children of the Perishing and Dangerous Classes, and for Juvenile Offenders* の中で、三つの教育機関の必要性を説いている。カーペンターは、一般的な無料学校以外に犯罪予備軍の子どもたち (Perishing Classes に属する子どもたち) の生活を保障する実業学校、そして犯罪を犯しちゃつた子どもたち (Dangerous Classes に属する子どもたち) を対象とする矯正学校を、刑務所の代わりに提案する。

こうして、地域社会における犯罪の危険のある貧困層とすでに犯罪歴のある危険階層の子どもたちのために用意されたすべての学校を規制すべき原則を論じた後では、次のことを検討する必要がある。

第一に両親の貧困、あるいは自身の人格の欠如や身にまとうものがないために、他の学校に通うことができない子どものために、良質の無料のデイ・スクールを設立する必要性について。[...]

図4 | メアリー・カーペンター (1807-1877)



第二に極度の貧困や非行が原因で、常習的な浮浪や万引きを行い警察の干渉を受けるような子どもたちのため、食料を支給する実業学校を設立することについて。上記のフリースクールに通わない者は全員、これらの学校への入学を義務付けられるべきである。これらの施設は、深刻な迷惑行為から市民を守るものであるので、市町村または教区に支払われる税金の助成を受けるべきである。

しかし、これらの学校は、まだ法律の鉄の掌中に捕まつたことのない子どもたちだけを対象としている。[…]

第三に、少年犯罪者に関する刑務所制度について検討し、この件に関して正しい判断を下すのにふさわしい諸氏の証言に基づいて、刑務所は費用がかかるのみならず、無益であることを証明する必要がある。少年犯罪者に対して刑務所制度が非効率であり有害であることを示した上で、さまざまな矯正学校を、その原理と内容の詳細の双方について注意深く検討する必要がある。こうして適切な規則のもとで、これらの学校が刑務所の代わりとして機能することが示されるであろう。(太字による強調は原典による)[4]

やがてカーペンターをはじめとする慈善家は、一八五一年と一八五三年に全国会議を開催し、新しい更生教育機関の必要性を訴えた。この議論から一八五二年には「犯罪および貧困児童に関する特別委員会 (Select Committee on Criminal and Destitute Children)」が設立され、そこでの議論が一八五四年の矯正学校法と一八五七年の実業学校法の制定へとつながったのである。

一八五七年制定の実業学校法の中では「浮浪児のより良い職業訓練のための実業学校 (Industrial Schools for the Better Training of Vagrant Children)」が学校の正式名とされている。矯正学校が一六歳未満の少年犯罪者を対象としていたのに対し、実業学校は七歳から一四歳未満、かつ未犯罪者ではあるが、浮浪児、および養育責任を果たさない親を持つ子どもたちを対象とした。衣食住を提供しながら、職業訓練と読み書きそろばんと基礎的な一般教養、および道徳を身に着けさせることが教育の内容である。また、親の養育責任放棄を防止するためにも、週に最大三シリングを払うことが原則とされたが、経済的な状況によっては免除された。実業学校の入学対象者の定義とプロセスは、以下のとおりである。

児童が地域法または一般法に基づいて浮浪罪により保護された場合、治安判事は、その罪を裏付けるに足る証拠を受理した上で、その児童の親、または孤児の場合は保護者が最も近い成人親族が直ちに見つからない場合、認定実業学校が近くにあり、運営者が児童を受け入れる意思があれば、その児童を、一週間を超えない期間、当該実業学校に収容することを命じることができる。そして正当な調査を行うよう指示し、所定通知（書式A）により、児童の親、または後見人もしくは最も近い成人親族がいる場合にはその該当者に、または児童が居住を共にしているか最後に共に居住していたことが判明している者に、児童が保護された状況および書式に記載された日時および場所において調査が行われることを通知しなくてはならない。(一八五七年の実業学校法、第五項)[5]

それまでは浮浪児は刑務所に送られていたが、代わりに運営者の承諾を得た上で学校にまず収容され、親が保護者の存在と責任能力を調査したうえで、正式入学のプロセスが踏まれることになる。

矯正学校と実業学校という二つの教育機関による二重のシステムは一九三三年まで継続され、その後この二つは統合され、「救護院 (approved school)」となり、一九六九年以降は「コミュニティ・ホーム (community home)」として運営されている。

家族に代わって国や慈善団体が生活環境や教育を提供するという考え方は、一八九〇年代の終わりから二〇世紀にかけて、養子縁組も含めた家族主体の養育責任へと変化していった。その意味では一九世紀の実業学校の役目は、政府による階級のコントロールであったととらえる研究が多い中、子どもの福祉に中心を置き、実業学校の意義を評価する研究も出できている[6]。

当時の法律は、より広い社会的なコンテクストの中で多角的にとらえる必要がありそうだ。

## クリミア戦争とジョージ・ウィリアム・ベルの慈善活動

特集  
社会デザイン　過去・現在・未来  
横山千晶  
チャリティ・教育・法律



図4 | デヴィッド・オクタヴィウス・ヒルとロバート・アダムソン  
『ジョージ・ウィリアム・ベル』1843-1848  
(ナショナル・ポートレート・ギャラリー所蔵)

子どもたちの教育と救済の議論に拍車をかけた大きな出来事は、一八五三年一〇月から一八五六年三月にかけて起ったクリミア戦争、そして一八五七年から一八五八年にかけて起ったインドの反乱である。前者ではロシアを相手に、ヨーロッパに大々的な遠征をおこなったイギリスは、一八五四年の一〇月から始まつたセバストポリの包囲戦の長期化にともない、多くの戦死者と病死者を出した。結局一年後の一八五五年九月一一日、イギリス・フランス・トルコの連合軍の前にセバストポリは陥落し、終戦へと向かっていくことになった。しかし、予想以上に長引いた戦争のためにイギリスの経済状況は悪化し、結果としてアバディーン内閣の総辞職をもたらすことになった(二〇二三年の二月二四日に始まつたロシア対ウクライナの戦争でも、セバストポリは戦闘地の一つとなり、イギリスをはじめとし、欧米の大國が巻き込まれるという現状がここに重なるのは、何とも皮肉なことである)。イギリスでは、クリミア戦争で本国に残された家族たちの救済のために篤志家たちによる慈善団体が次々と生まれた。ユーストン・ロード四番の実業学校を設立することになるジョージ・ウィリアム・ベル(George William Bell, 1822-1910)は、法律火災保険組合に勤めていたが、一八五四年三月七日に設立された「出征軍人の妻や子どもたちの救済のための中央協会(Central Association in Aid of the Wives and Families of Soldiers ordered on Active Service)」に監査役として加わる。事務局長を務めたのは弟のフレデリック・ヘイリー・ベルだつた。

クリミア戦争はその後の第一次世界大戦に至るまでに、イギリスがヨーロッパに遠征した最も大規模な戦いだつた。家族の負担も大きく、類似した慈善団体が設立されたが、「中央協会」はクリミア戦争で残された家族たちの救済に真っ先に取り組んだ団体だつた。その後、同年一〇月三日に「愛国基金(Patriotic Fund)」が設立されたが、「中央協会」の特徴は、本国に残された家族のためのみならず、未亡人と遺児の救済に奔走したことであろう。

その後、協会は一八五六年の戦争の終結による兵士の帰還に伴い、無事に家族と新しい生活を再開できるまでの経済的なサポートを同年七月まで続け、一月に解散した。

「中央協会」のもう一つ重要な活動は、親を失つた子どもたちのための施設の設立である。政府による子どもたちの救済施設は当時二つしかなく、男子のみに限られていた。「愛国基金」による施設は戦争孤児のみが対象だつたが、「中央協会」は孤児ではない女子の支援を行つていた。まずは、母親に教育資金を提供し、のちにはバーミンガムの実業学校に女子たちを入学させ、ハムステッドの「軍人児童院(Soldiers' Infant Home)」で女子たちに職業訓練を受けさせている<sup>[7]</sup>。ジョージ・ウィリアム・ベルはこの児童院の事務局長となり、やがてハムステッドに引っ越している。また運営には、妹のレオノーラも尽力するなど、まさに一家を挙げて慈善活動に専心したさまが見て取れる。同校は二〇一一年にその長い歴史に幕を閉じた。

同時にベルは、目的を同じくする慈善団体の協力体制の必要性を説いた。慈善団体が横のつながりがないまま独自に活動することで、提供される助成金の有効な活用が妨害されることを懸念したのである。「愛国基金」が設立された一八五四年一〇月の『モーニング・クロニクル』紙(一〇月二四日付)には、ベルの次のようないくつも投稿が載せられた。

しかし、「愛国基金」が独自の道を歩むのだとすれば、同じ申請者に二つか三つの助成先からお金が流れることになり、眞の慈善の道は閉ざされしていくでしよう。そして今後、公益へと大きく成長していく種となるべき数々の基金は結局無駄に使われてしまうのです。<sup>[8]</sup>

中央協会解散から一年後、ベルは一八五七年一一月に実業学校設立に向けて委員会を立ち上げたが、それは政府が同年に実業学校法を制定し、今まで個別に運営されていた学校をまとめ上げていく時期と重なる。ベルがこの動きに呼応し、翌年二月に開校した学校の認可申請を提出したのは、政府のもとでの学校の体系化の必要を感じていたからかもしれない。

図6 | 設立当時のユーストン・ロード44番の実業学校  
(1865年リージェンツ・パーク・ロードに移転後のパンフレットの表紙)



のジョージ・ベル (George Bell, 1814-1890) である。彼はキリスト教社会主義者の仲間も多く、『オクスフォード・アンド・ケンブリッジ・マガジン (Oxford and Cambridge Magazine)』(1856) の出版を通してラファエル前派のサークルとも知り合いだった。その流れで学校の運営委員会には、キリスト教社会主義者で、労働者大学の設立者のトマス・ヒューズとF・D・モーリスが加わった。つまり労働者大学とユーストン・ロードの実業学校は設立時からつながっていたことになる。こうして一八五八年二月二六日、ユーストン・ロード四四番に The Boys' Home Industrial School が開校したのである。

### ユーストン・ロード四四番の実業学校設立と一八五七年の実業学校法の問題点

一八五七年に制定された実業学校法のもとに、一八の学校が認定された（のちにそのうちの一校の認定は取り消し）。ロンドンでは一校。ユーストン・ロード四四番はそのうちの一校だった。そのほかリバプールとマン彻スターで各二校。ヨークとニューカッスル・オン・タインでそれぞれ一校ずつが認定されている。

しかし、一八五八年一〇月一五日にリバプールで行われたジョージ・ウイリアム・ベルの講演によると、法律制定の一年後、ユーストン・ロードの学校ができて八か月後に、すでにさまざまな問題が出てきていることがわかる。〔9〕

まずは、対象者は *vagrant* (浮浪児) でなくてはならないという縛りである。一八五七年の実業学校法制定委員会の議事録 (ハンサード) を見ると、やはりこの言葉の定義を巡って議論されることが見てとれる。以下は、一八五七年六月一一日に開催された委員会での、先に引用した第五項の制定をめぐる議論の一部である。

ハックブロック氏はこの条項は「物乞いまたは浮浪児であることがよく知られている」児童だけに適用されるべきだと提案した。

ヘンリー氏は、この条項の文言がもたらす混乱を指摘したいと述べた。同条項には「物乞いまたは浮浪行為」との記載があるが、これは、両者は区別されることを意味している。つまりまったく別の犯罪を生み出すことになる。物乞い自体は浮浪の一種であり、現在では浮浪罪の下に置かれている。この条項の意図するところは、交差点を掃除している子どもが半ペニーを乞うた場合、その子どもは拘束されなくてはならないということなのだろうか。〔10〕

この定義のあいまいさゆえに対象となる子どもたち、つまり政府の助成対象者から本来助成を受けるべき子どもたちが零れ落ちることとなつたとベルは指摘する。実際に認定校の中でさえ、「浮浪児」と認定される学生たちは全体の生徒数の七分の一に過ぎず、ロンドンの一校はすべて対象外の学生たちを入学させていることがわかっている。しかもベルは講演の中で、矯正学校に収容されないまでも、多くの浮浪児とされる子どもたちは、救貧院に送られてしまうという現状も指摘している。救われるべき子どもたちが救われないのが現状であった。

続いてベルは、学校の財政問題についても言及している。ベルは認定校の財源を、四つ挙げる。政府の援助、校内作業から得られる報酬、親が支払うべき維持費、そして個人の篤志家による寄付である。まず一番目の政府の助成金であるが、ベルによると浮浪児と認定され、治安判事によつて学校に連れてこられた子どもたち以外は、一年に一人あたり、五シリシングの助成しか得ることができない。三番目の親からの支払いはどうだろうか。一八五七年の法律に基づくと、実業学校は決して無料ではなく、経済状況によつては免除されることがあるにしても、学校の財政援助（一週間に最大三シリシング）が課されることは先に述べた通りである。しかしひるは親の支払いを四つの財源の中で最も頼りにならないもの、と言いつついる。結局多くの学校が頼らざるを得ないのは、個人の寄付金であった。

同時にベルは、二番目に挙げた校内作業の将来性に光を当てる。実際にユーストン・ロード四四番では、仕立てや製靴、家具づくりと修理修繕、印刷、薪づくり、そのほか、各家庭での家事手伝い、パーティなどでの音楽演奏などが生徒による仕事として提供されていた。ベルは、奉公人としての長期雇用のケースを挙げ、そのような顔の見える寄付形式に期待を寄せて いる。

図7 | ユーストン・ロード44番の実業学校での家具づくりの様子  
(1865年以後に出版されたパンフレットより)



ここにユーストン・ロード四四番とモ里斯商会の関係を見る事ができるのである。実は一八六一年にモ里斯商会が創業する前からこの二つはすでに深い関係にあった。橋渡しをした人物は、今一人の慈善家、ウイリアム・ジエイムズ・ギラム (William James Gillum, 1827-1910) とされている。一八五五年九月二二日付の『エグザミナー』紙に載ったクリミア戦争での死傷者リストによると、W・J・ギラム大尉の名前が「瀕死の重傷者 (Dangerously wounded)」のリストに入っている。セバストポリの戦いで負傷により、ギラムは片足を失うことになった。帰国後、大佐となつたギラムはモ里斯商会で活躍したアーティストたちがメンバーだった一八五八年設立のホガース・クラブのパトロンになる。そして、一八六〇年にユーストン・ロード四四番の実業学校のことを知り、運営委員会に参加したのみならず、同年にジョージ・ウイリアム・ベルの妹、レオノーラと結婚している。この年に、ギラムは商会のメンバーたちに学校のことを紹介したのである。

同じ年の一八六〇年に商会メンバーのバーン＝ジョウンズとジョージアナ・マクドナルドの二人が結婚する際に、実業学校の生徒たちは、こちらも商会メンバーとなるフレッド・ウェブ (Philip Webb, 1831-1915) のデザインによるテーブルと椅子、そしてパネル付きの木製ソファを作り、若いカップルに贈っている。つまり、モ里斯商会設立前に、メンバーたちは学校と、作業を通して関わりを持っていたことがわかるのだ。

しかし、一八六一年四月設立の商会が少年たちを雇い入れたのは、その年の終わりごろとされている。このギャップをどう説明したらよいのだろうか。

実は、商会の創業後、一八六一年八月に、実業学校法が改正されているのである。その改正

点は、リバプールの講演でベルが指摘した問題に部分的に応えるものだった。入学対象者となる子どもたちの定義と間口が広がったのだ。第九項に挙げられた対象児童の定義を見てみよう。

#### 児童の学校への入学とその該当身分

第九項 この法律の規定に従い、以下に該当する児童の認定実業学校への入学を許可することができる。

すなわち

1. 一四歳未満であると思われる児童で、物乞いするか施しを受けている、あるいは物乞いするか施しを受ける目的で街頭または公共の場所にいることが判明した者
2. 一四歳未満と思われる児童で、浮浪行為が認められ、家または定住地を持たず、目に見える生計手段を持たないことが判明した者
3. 法律で罰せられる罪を犯したり、よく知られた窃盗犯といふところを頻繁に見られている、一二歳未満と思われる児童
4. 一二歳未満の児童で、親がその児童の行動に責任を負うことが不可能かつ、本法に基づきその児童を就学させることを希望し、同時にその児童の就学維持費を支払うことが約束された者。その費用は、本法に基づき児童が連行された先の治安判事が支払うよう命ずることができるものとする。〔五〕

一八五七年法の第五項と比べると、ここでは「浮浪児」という言葉は見あたらない。しかも、一二歳未満の少年犯罪者たちも入学の対象とされており、家族の同意があれば、一四歳未満の児童の入学を認めるなど、対象範囲も拡張されている。実際、のちにモ里斯商会では七歳から子どもたちを徒弟として雇っていたとの記録もある〔六〕。この後さらに、一八六六年には片親家庭の児童にも学校受け入れの門戸が広がつていった。法律の改正は、商会での少年たちの雇用を容易にしたと言えるだろう。

#### 一八六一年の実業学校法の改正とモ里斯商会設立の関係



図9 | モリス商会のタペストリ《三賢王の礼拝 (The Adoration of Magi)》1888-1890 (エドワード・バーン=ジョウズのデザイン。最初のものは、オックスフォードのエクセター・コレッジのチャペルのために織られた。ヘンリー・ダールのものと、ウィリアム・ナイトとウィリアム・スリースも制作にかかわった。写真は、1894年に織られたもので、マン彻スター・メトロポリタン大学の所蔵。画像は同大学の特別コレクション博物館の提供による。)

図8 | ユーストン・ロード44番の実業学校で構内作業  
(1865年以後に出版されたパンフレットより)



一八六〇年からすでに生徒たちがファイリップ・ウェブのデザインの家具を学校で制作していたこと、そしてやがて、家具づくりが少年たちの手仕事教育を助けるのみならず、運営の収入源ともなっていたことを考えると、モリス商会設立前のメンバーたちもまた、直接・間接的に教育に関わり、同校の運営に関与したことは間違いない。そして一八六一年の法律改正に伴い、より多くの子どもたちに実業学校の門戸が開かれたときに、ちょうど労働者大学で一六歳以上の若者たちの教育と才能の発掘に商会のメンバーが取り組んでいたように、実業学校は職工のもとで徒弟を育てるこれもまた豊かな才能の種の土壤となつたのだろう。

### ソーシャル・ネットワークの中のモリス商会

矯正学校や実業学校を出た後、子どもたちは「勤労少年の家 (Working Boys' Homes)」に移り、そこでやがて職業訓練を受けることができたが、当時の研究家、ウィリアム・チャンスによると「少年たちが雇用先を見つけるのに苦労することはないようだ」とのことである<sup>15</sup>。モリス商会も、タペストリ部門でヘンリー・ダール (Henry Dearle,

令 (the General Consolidated Order) の公布により、徒弟たちの就職の枠と選択、および親方の責任や徒弟制度の内容の詳細も明文化されていった<sup>16</sup>。職業訓練としての徒弟制の中で、技術と能力を育していく責任が明確化されていったのである。

それぞれの実業学校では、独自に職業訓練を行っていた。ユーストン・ロード四四番では、先に述べた通り、仕立て、製靴、家具づくりと大工仕事、印刷、薪づくり、家事、そして音楽隊の演奏の提供が行われていた。一八六五年に同校はユーストン・ロードからリージェンツ・パーク・ロードに移転するが、その後出されたパンフレットには、家具づくりに関して、家具の種類と値段が具体的に書かれており、学校の重要な収入源になつていたことがわかる<sup>14</sup>。

一八六〇年からすでに生徒たちがファイリップ・ウェブのデザインの家具を学校で制作していたこと、そしてやがて、家具づくりが少年たちの手仕事教育を助けるのみならず、運営の収入源ともなっていたことを考えると、モリス商会設立前のメンバーたちもまた、直接・間接的に教育に関わり、同校の運営に関与したことは間違いない。そして一八六一年の法律改正に伴い、より多くの子どもたちに実業学校の門戸が開かれたときに、ちょうど労働者大学で一六歳以上の若者たちの教育と才能の発掘に商会のメンバーが取り組んでいたように、実業学校は職工のもとで徒弟を育てるこれもまた豊かな才能の種の土壤となつたのだろう。

1859-1932) のみならず働く徒弟二人、一三歳から一四歳のウィリアム・ナイト (William Knight) もやイリアム・スリーク (William Sleath, 1867-1943) を一八八〇年から一八八一年初頭に雇い入れてゐるが、この二人は一八七九年に設立された、住む家を持たないか、世話をしてくれる知り合ひがいない少年たちのための施設、ロッサー・ハウ (Rossie House Home for Working Boys) の入居者だった。

セリス商会を支えていた徒弟制度のもとで働いていた少年たちについては少しすゝつ調査も進んでゐる<sup>[16]</sup>。モリス商会以外にもヴィクトリア朝のデザイン産業を支えていたのは、まさにこのような名もなき職工であった。そして彼らや彼女たちは、徒弟制度の確立と、子どもたちを保護し、教育し、訓練する慈善活動と法律、そして教育施設のソーシャル・ネットワークの中で育つていったのである。

横山千晶 (よこやま・ちあき)  
慶應義塾大学法学部教授。慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程修了。専門は「ヴィクトリア朝文学・文化研究」

## 註

<sup>\*1</sup> ブラウンの『労働』には二つのページ<sup>m</sup>がある。現在マン彻スター・アート・ギャラリーが所有している一八六五年完成版(1852-1865)より、アーネスト・レクターだったトマス・プリントの依頼で描かれた一八六三年版(バーナンガム・アート・ギャラリー所蔵)の二つである。

<sup>\*2</sup> | “Criminal Lives, 1780-1925: Punishing Old Bailey Convicts,” London Metropolitan Archives Exhibition, 11 December 2017-16 May 2018, Pamphlet.

<sup>\*3</sup> | Nicholas T. Holligan, *The Pentonville Prison Boys: Transportation to Western Australia (1842 to 1849)* (Tricorn Books, 2017).

<sup>\*4</sup> | Mary Carpenter, *Reformatory Schools for the Children of the Perishing and Dangerous Classes, and for Juvenile Offenders* (C. Gilpin, 1851), 37-39.

<sup>\*5</sup> | (20 and 21 Victoria c.48) s. 5. *A Collection of the Public General Statutes Passed in the Twentieth and Twenty-first Years of the*

- Reign of Her Majesty Queen Victoria: Being the First Session of the Seventeenth Parliament of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* (Printed by George Edward Eyre and William Spottiswoode, 1857), 282.
- <sup>\*6</sup> | 遺稿<sup>モード</sup> Marianne Moore, “Social Control or Protection of the Child?: The Debates on the Industrial Schools Acts 1857-1894,” *Journal of Family History*, vol. 33, no. 4 (October 2008): 359-387.
- <sup>\*7</sup> | “Final Report of the Central Association in Aid of the Wives and Families of Soldiers ordered on Active Service,” *Times*, 5 Jan. 1857. [The Times Digital Archive](https://www.thetimesdigitalarchive.com/digitalobject/CS0499621/TTDA2u=jpkeio&sid=bookmark-TTDA&xi=1&yi=8e897c). link.gale.com/apps/doc/CS0499621/TTDA2u=jpkeio&sid=bookmark-TTDA&xi=1&yi=8e897c. Accessed 31 Oct. 2023.
- <sup>\*8</sup> | George William Bell, “The Central Association for Soldiers’ Wives, Widows, and Children,” *Morning Chronicle*, 24 Oct. 1854. *British Library Newspapers*. link.gale.com/apps/doc/BC3207378663/BNCN?u=cambuni&sid=bookmark-BNCN&xi=6&id=8cd. Accessed 31 Oct. 2023.
- <sup>\*9</sup> | “The Boys’ Home, Euston-Road.” *Daily News*, 20 Oct. 1858.
- <sup>\*10</sup> | *House of Commons 17 June 1857. U.K. Parliamentary Papers Document*. <https://parlipapers.proquest.com/parlipapers/result/papdocumentview?accountid=9851&groupid=107396&pgId=3dd17-24-8743-4f73-ac7f-c7d547372671#t0752>. Accessed 24 Sept. 2023.
- <sup>\*11</sup> | (24 and 25 Victoria c.113) s. 9. *A Collection of the Public General Statutes Passed in the Twenty-fourth and Twenty-fifth Years of the Reign of Her Majesty Queen Victoria: Being the Third Session of the Eighteenth Parliament of the United Kingdom of Great Britain and Ireland* (Printed by George Edward Eyre and William Spottiswoode, 1861), 482.
- <sup>\*12</sup> | のちに紹介するが、商合のタグレーラ部門は徒弟や入ったやうなトマ・スニースは7歳や商合に入つたところが記録があふ。ストーリーを参照の上。Paul Sleath, “William Sleath, 1867-1943,” <https://williamsleath.com/>. Accessed 24 Sept. 2023.
- <sup>\*13</sup> | W. Chance, *Children under the Poor Law: Their Education Training and After-Care* (Swan Sonnenschein & Co., 1897), 267.
- <sup>\*14</sup> | 24-25 Victoria c.113, 25-26 Victoria c.113. 24-25 Victoria c.113, 25-26 Victoria c.113. *The Story of the Boys’ Home* (Printed and Published at the Boys’ Home, Regent’s Park Road), n.d.
- <sup>\*15</sup> | Chance, 285.
- <sup>\*16</sup> | David Saxby, “The Sun Grail Tapestry Weavers at Merton Abbey,” *The William Morris Society Magazine* (Spring 2016): 13-15, 44-45. David Saxby, “From Merton Abbey to Dovecot: Weaving Scotland’s First Tapestry,” *The William Morris Society Magazine* (Spring 2017): 2-5.